

答 申 第 19 号

平成27年8月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県個人情報保護運営審議会

会長 倉 岡 憲



個人情報の提供の制限の例外について (答申)

平成27年2月27日付け林振第1152号で諮問のありましたこのことについて、別紙  
のとおり答申します。

なお、答申した事項の運用に当たっては、下記の点に留意願います。

記

提供先において個人情報の適正な管理が図られるよう、慎重な審査を行うこと。

個人情報の提供の制限の例外事項  
(山形県個人情報保護条例第6条第1項第8号関係)

【個別事項】

番号	事務名	提供先	目的外の提供の必要性
1	森林施業の集約化を行う林業事業者への森林簿等情報の提供の事務	森林経営計画の作成に取り組む一定の要件を満たした林業事業者	<p>森林経営計画の作成が促進されることで、適正な森林の管理・育成により、森林の持つ多面的機能の維持増進が図られる。</p> <p>このため、森林簿等情報（森林簿及び森林計画図の情報）を林業事業者に提供することが必要な場合がある。</p>